

飛鳥の里三清荘訪問介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人経山会が経営する飛鳥の里三清荘訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び介護保険法に基づく第一号訪問事業（以下「訪問介護事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所に置くべき従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者に対し、適正な訪問介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の指定訪問介護の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業所の第一号訪問事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護の状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために必要な援助を行う。
- 3 訪問介護事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 4 事業者は、その提供する訪問介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名称 飛鳥の里三清荘訪問介護事業所
 - 二 所在地 岡山県笠岡市関戸837-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 1人（常勤1人）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - 二 サービス提供責任者 1人（常勤1人）
サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。
 - 三 訪問介護員等 2.5人以上
訪問介護員等は、訪問介護事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。
- 一 営業日 月曜日から金曜日とする。（12/29～1/3は除く）
 - 二 営業時間 9時00分から17時45分までとする。
 - 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護事業の内容)

- 第6条 訪問介護事業の内容は次のとおりとする。
- 一 身体介護
 - 二 生活援助

(利用料その他の費用の額)

第7条 訪問介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告知上の額又は市町村が定めた額とし、当該訪問介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額又は市町村が定めた額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域において訪問介護事業を行う場合に要した交通費は、その実費を徴収できるものとする。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

通常の事業の実施地域を越えた地点から片道5kmごとに100円(税込)。

3 利用者の都合によりサービスをキャンセルする場合には、サービス利用の前日までに連絡しなければならないものとする。何ら申し出なく当日キャンセルされた場合は、提供サービスの自己負担額分をキャンセル料として徴収する(第一号訪問事業は除く)。但し、利用者の容態の急変など緊急かつやむを得ない事情がある場合にはキャンセル料は発生しないものとする。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書でその内容及び費用について説明した上で、利用者から支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、笠岡市(島嶼部を除く)、井原市(美星町・芳井町を除く)里庄町、矢掛町

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業所の従業者は、現に訪問介護事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 訪問介護事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 事業者は利用者の人権の擁護及び虐待等防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止に関する委員会の設置及び責任者の選定
- 二 従業者への虐待防止に関する定期的な研修の実施
- 三 成年後見制度の利用支援
- 四 苦情解決体制の整備
- 五 その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業者は、事業所の従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年3回以上

2 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政省令及び岡山県条例等に定めるところによるものとする。

附 則

- この規程は、平成26年7月1日から施行する。
この規程は、平成27年8月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年11月1日から施行する。